

地方公会計システム構築業務及び保守管理業務委託 入札説明書

長崎県総務部財政課

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 業務番号及び委託の名称

7財第14号

地方公会計システム構築業務及び保守管理業務委託

(2) 履行期間

契約日から令和13年3月31日まで

(3) 仕様

別添「委託業務仕様書」のとおり

(4) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和8年3月23日（月）11時00分開始

場所：長崎県庁行政棟401会議室

・電送及び郵便による入札は認めません。

・なお、入札及び開札の当日が悪天候（暴風雨等）等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認してください。

(5) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面にて提出してください。提出は3の部局にe-mail又はFAXで提出することとし、必ず電話にて着信確認を行ってください。

〔提出期限〕令和8年3月10日17時00分

※ 回答については令和8年3月13日17時00分までに書面にて回答します。

(6) 入札書の記載方法

① 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。

② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載してください。

③ 入札金額（首標数字）は訂正することができません。

④ 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができません。

⑤ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要です。

【注意事項】

・入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、業務番号及び委託の名称、商号又は名称（代理の場合、氏名）を記入し提出してください。平成12年3月29日付け土木部長通知により封筒に押印は不要です。

・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印してください。

・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意してください。

・入札書の宛名は、長崎県知事宛としてください。

・委任状、入札書の記入例は別添の様式をご覧ください。

(7) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

(ア) 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を令和8年3月19日（木）17時までに納付してください。（落札しなかった場合は入札終了後に還付します。）

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除されるものとします。

- ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出したとき。
- ・ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出したとき。なお「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）を次の3段階に区分し判断すること。

①3,000万円以上

②3,000万円未満1,000万円以上

③1,000万円未満

(イ) 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができません。

(ウ) 入札保証金の免除手続きは、必要書類を添えて財政課へ持参ください（郵送は認めません）。

審査及び結果通知に数日必要ですので、提出期限は令和8年3月11日（水）17時までとします。

様式は特に定めていませんが、宛名は長崎県知事として、作成日、入札者商号又は名称、所在地、代表者名（押印）、業務名、理由（入札保証保険契約の締結、契約書の写し等の添付のいずれかに該当する旨を記載）を記載した書面に保険証券又は契約書の写し等を添付し、申し出内容「下記業務の入札に参加するにあたって、入札保証金の納付の免除を受けたいので申し出ます」を記載して提出してください。

【注意事項】

- ・ 入札保証金の計算については、消費税10%込額のさらに5%となるので1,000千円で入札する場合は、50千円ではなく55千円となるのでご注意ください。入札保証金が50千円の場合は、909,090円までしか入札できず、1,000千円の入札は無効となります。
- ・ 入札保証保険証書は、提出時に内容を確認しますので、入札書とは同封しないでください。
- ・ 入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して7日目としてください。
- ・ 「同規模以上、同種の契約を2回以上締結し、それを証明するもの（契約書の写し等）」とは、令和5年4月から令和8年3月22日までに契約を締結した場合となります。
- ・ 入札保証金納入の際は、印鑑（代理人の場合、委任状と代理人の印鑑）が必要です。

② 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出してください。

(イ) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付してください。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとします。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出したとき。
- ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。なお「同規模」の契約については、契約金額（消費税及び地方消費税を含む）を次の3段階に区分し判断すること。

①3,000万円以上

②3,000万円未満1,000万円以上

③1,000万円未満

(ウ) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

【注意事項】

「同規模以上、同種の契約の履行完了の実績」は、令和5年4月から令和8年3月22日までに履行を完了した場合となります。

(8) 入札の無効

次に該当する場合の入札は無効とします。なお、下記の①から⑦により無効となった者は、再度の入札に参加できません。

- ① 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑦ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑧ 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ⑨ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑩ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- ⑪ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑫ 入札書の首標金額が訂正されているとき。

- ⑬ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- ⑭ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(9) 落札者の決定方法

- ① 予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込をした者のうち最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。

この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
- ③ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととします。
- ④ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととします。

【注意事項】

入札回数は 3 回までとしますが、2 回目以降の入札金額についても入札室から退室しての本社との協議等は出来ないので 3 回目までの金額についても委任を受けておいて下さい。3 回までに決定しない場合は最低入札価格を入札した者と見積の協議をその場で行いますので見積額の準備もお願いします。

なお、2 回目以降を辞退する場合でも終了まで退席できませんのでご協力ください。

今回の 3 回の入札及び開札で落札者が決定しない場合、入札者の立会のもとに、再度の入札及び開札を行う予定ですので、ご出席願います。

(10) 契約書の作成等

- ① 落札通知を受けた日から 7 日以内に契約締結ができるよう財政課で作成します。
- ② その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めによります。

(11) 競争入札の参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は同項の規定に該当しない者である。
- ② 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 地方公会計システム構築業務及び保守管理業務委託（7 財第 14 号）に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について定める告示に基づく参加資格を得ている者。
- ④ この公告の日から入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、

又は受けることが明らかである者でないこと。

- ⑤ この公告の日から入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

2 業務委託の範囲

- (1) 地方公会計システム構築業務及び保守管理業務委託
詳細は、業務委託仕様書のとおり。

3 その他

- (1) 当該契約事務に関する担当部局

住所：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

名称：長崎県総務部財政課予算班

電話：095-895-2172

- (2) その他お問い合わせについて

e-mail：s01040@pref.nagasaki.lg.jp

FAX：095-895-2552

電話：095-895-2172

委任状

令和 年 月 日

長崎県知事 平田 研 様

委任者所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者名 _____ 印

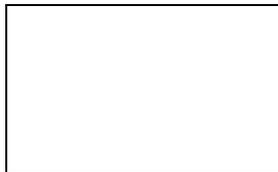
今般下記の者を代理人として定め、次の権限を委任いたします。

氏 名 _____

(委任事項)

- 業務番号 7財第14号
- 業務名 地方公会計システム構築業務及び保守管理業務委託の入札保証金の納付及び還付請求に関する一切の権限
- 委任期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

代理人印鑑



私は代理人として提出する書類にはすべて上記の印鑑を使用しますのでお届けします。

氏 名 _____ 印

委任状

令和 年 月 日

長崎県知事 平田 研 様

委任者所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者名 _____ 印

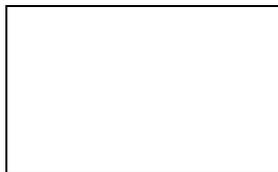
今般下記の者を代理人として定め、次の権限を委任いたします。

氏 名 _____

(委任事項)

1. 業務番号 7財第14号
2. 業務名 地方公会計システム構築業務及び保守管理業務委託
3. 業務期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

代理人印鑑



私は代理人として提出する書類にはすべて上記の印鑑を使用しますのでお届けします。

氏 名 _____ 印

